ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた 大和川、石川及び佐保川等(大和川河川事務所管内)の基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和7年8月5日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)「ドローン情報基盤システム2.0(DIPS2.0)」(https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/to p/)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2.ドローン使用にあたっての相談等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるが、大和川河川事務所が管理する河川(以下、大和川直轄区間)におけるドローンの使用については、落下等による他の河川利用者に対する危険、近隣民家への騒音被害等のトラブル・苦情が過去から多発しており、その防止の観点からやむなく飛行禁止としている。ただし、遊興としての利用でない公共性(河川調査・点検、橋梁点検等)の高い事業として行うもの、大和川直轄区間で飛行させなければならない理由のあるもの、安全計画が確立されているもの、これらすべての事由を満たした飛行については認めており、ドローン物流にあたっても、飛行想定場所の最寄りの出張所または、大和川河川事務所まで相談すること。また、大和川直轄区間の河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地や自治体管理の公園等)もあることから、その所有者、管理者に確認すること。

大和川河川事務所が管理する河川区域内の土地におけるドローンの使用については、以下の窓口へ相談すること。

相談先: 大和川河川事務所河川占用調整課(電話番号 072-971-1381) 大和川河川事務所堺出張所(電話番号072-227-7160) 大和川河川事務所王寺出張所(電話番号0745-73-6571)

(大和川河川事務所の管理区間は以下の URL を参照のこと。)

https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/zimusyo/kanri/index.html

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに大和川河川事務所や関係機関(※)に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、大和川河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

※警察署、消防署(けが人がいる場合)、公園やグラウンド等の占用地内の場合は、施設管理者、 橋梁や送電線等の河川横断工作物等に影響がある場合はその工作物管理者

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、大和川河川事務所に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

なお、大和川右岸 14.0k 付近には近接して八尾空港があり、空港周辺では航空法の規定により別途高さ制限が設けられるなど規制されているため、空港管理者に確認すること。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて大和川河川事務所に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又

は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、大和川河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、大和川河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により影響が生じる場合には、河川事務所等からの指示に従うこと。

(その他)

9. 大和川河川事務所管内における情報提供など 大和川河川事務所ホームページ:防災情報(河川) https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/bousai/index.html

- ※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。
 - ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から ドローン物流事業を計画する者をいう。
 - ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
 - ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者な ど運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先 における配達人等をいう。